

奥利根水質浄化センターほか２施設で使用する電気需給契約に関する補足説明

奥利根水質浄化センターでは、維持管理業務について民間業者への包括的委託を実施しており、この委託業務に電気料金の支払い業務を含めている。このことに関する補足説明を行う。

１ 契約の名義について

契約の名義は電気需給契約書（案）で提示したとおりとする。

群馬県佐波郡玉村町大字上之手 １ ８ ４ ６ 番地 １

群馬県下水道総合事務所長 青木 貴雄

２ 電気料金の請求先について

奥利根水質浄化センターほか２施設の電気料金については、維持管理業務の包括的委託の受託者に請求するものとする。

請求先については、令和８年３月３１日までに本入札の落札者に対して通知するとともに、電気需給契約書とは別に締結する覚書に明記するものとする。